市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)の一部を次のように改正する。

| 現行 | 改正後 |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 1 • 2 略 | 1・2 略 |
| 3 法 <u>第243条の2の2第8項</u> の規定に基づく職 | 3 法 <u>第243条の2の8第8項</u> の規定に基づく職 |
| 員の賠償責任に係る賠償額が1件30万円 | 員の賠償責任に係る賠償額が1件30万円 |
| 以下のものの当該賠償責任の全部又は一 | 以下のものの当該賠償責任の全部又は一 |
| 部を免除すること。 | 部を免除すること。 |
| 4~6 略 | 4~6 略 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この議案は、令和6年4月1日から施行する。